

『国際関係・比較文化研究』関連規則

『国際関係・比較文化』関連規則

投稿資格及び条件

1. (1) 研究紀要に単独研究を投稿する者は、入稿時に以下に掲げる資格のうちいずれかを有しなくてはならない。

- 一 国際関係学部又は大学院国際関係学研究科に所属する専任教員
- 二 本学名誉教授
- 三 国際関係学部又は大学院国際関係学研究科に勤務する非常勤講師
- 四 大学院国際関係学研究科修士課程に在籍する学生
- 五 大学院国際関係学研究科修士課程を修了して3年以内の元学生
- 六 その他、編集委員会がそのつど適当と判断する者

(2) 本条1項の四又は五に該当する資格で投稿する者は、投稿対象の研究について以下に掲げる条件のすべてを満たさなくてはならない。

- 一 投稿対象の研究が、在籍する又は在籍した課程で専攻する又は専攻した分野に関するものであること。
- 二 入稿に際して、在籍する又は在籍した課程における指導教員からの文書による推薦書を添付すること。

2. 研究紀要への共同研究の投稿については、主たる研究者が、入稿時に以下に掲げる資格のうちいずれかを有しなくてはならない。

- 一 国際関係学部又は大学院国際関係学研究科に所属する専任教員
- 二 国際関係学部又は大学院国際関係学研究科に勤務する非常勤講師
- 三 国際関係学部又は大学院国際関係学研究科の学生の教育に携わる本学の非常勤講師で、編集委員会がそのつど適当と判断する者

大学院生又は元大学院生の単独論文原稿に関するレフェリー制度の手続

(1) 大学院生は、原稿の提出に際して、指導教員の推薦書を添えて原稿正本とそのコピー2通を編集委員会に提出する。

(2) 編集委員会は、原稿を受領後直ちに当該論文の同一又は隣接分野のレフェリーとして2名の学部内教員に査読を依頼し、原稿のコピーを渡す。

(3) レフェリー2名は、コピーの受領から原則として1ヶ月以内に、掲載の可否の判断、及び、不可の場合にはその理由を、また条件付可の場合には加筆修正の必要性等の意見を含む具体的なコメントを記した文書を、署名捺印の上、編集委員会に提出する。その際、当該原稿のコピーも編集委員会に返却する。

(4) 編集委員会は、レフェリー2名のいずれも加筆修正をしなくても掲載可の判断をした場合には、当該原稿の掲載を確定し、その旨を投稿者に書面で通知するとともに、原稿のコピー2通を投稿者に返却する。

(5) 編集委員会は、(3)の文書の内容を確認の上、レフェリーの署名捺印をわからないようにしたそのコピーを投稿者に渡す。その際、

1) (3)の中に加筆修正が必要との判断が含まれている場合には、提出された原稿の正本とそのコピー2通を投稿者に返却する。

2) レフェリー2名のうちいずれか1名でも掲載不可の判断をした場合には、当該原稿を掲載しないことを確定し、その旨を投稿者に書面で通知するとともに、原稿の正本とそのコピー2通を投稿者に返却する。

(6) (3)の中に加筆修正が必要との判断が含まれている場合には、投稿者は、当該文書の受領後原則として2週間以内に、(3)の内容にしたがって加筆修正を行った原稿の正本とそのコピー2通を編集委員会に提出する。当該期間内に加筆修正を行った原稿の正本とそのコピー2通が投稿者から編集委員会に提出されない場合には、編集委員会は、当該原稿の掲載希望はないものとみなす。

(7) 編集委員会は、原稿とそのコピーを受領後直ちに当該レフェリー2名に原稿のコピーを渡す。

(8) レフェリー2名は、原則として2週間以内に、当該論文の掲載の可否の判断、不可の場合にはその理由、及び、その他の意見等を含むコメントを記した文書を、署名捺印の上、編集委員会に提出する。その際、当該原稿のコピーも編集委員会に返却する。

(9) 編集委員会は、レフェリー2名のいずれも掲載可と判断した場合には、当該論文の掲載を確定し、その旨を投稿者に書面で通知するとともに、原稿のコピー2通を投稿者に返却する。

(10) 編集委員会は、レフェリー2名のうちいずれか1名でも掲載不可の判断をした場合には、当該原稿を掲載しないことを確定し、その旨を投稿者に書面で通知するとともに、原稿の正本とそのコピー2通を投稿者に返却する。